

- 三 會社は解雇者に対し左記の標準により解雇手當並に生計援助費を支給すること
- 一 工員規程第六十一條に依り解雇者に対し解雇手當一人平均二百円を贈ること
- 二 解雇者中新規採用に洩れたる者に対し生計援助費として一人平均金二百円を贈ること
- 三 工員規程第十九條に依り解雇したる者九十七名に対し同規程第五十二條に依り解雇手當總額三万五千四百八十円宛を贈ること
- 四 工員規程第十八條に依り解雇者に対しては(一)及(二)の例による
- 五 遠方米を者四十五名中争議に關係なき入營中の者十一名を除く他の三十一名に対しては生計援助費として一人平均二百円宛を贈ること

以上解雇手當並に生計援助費總計三十八万円は争議國關係者に於て適當に之を分配するものとす

△附記  
一 本議に關し提起せられたる刑事問題告訴は互にこれを取らざることを解雇者にして工員舎宅居住者は解決の日より三ヶ月以内に提出すること、  
以て之を會社の外に會社は金一封 (争議費用)として七万円を出すことと約したるのであります

松岡氏の協定を承認

日争議國は松岡氏及関東同盟執行委員を迎へて  
直ちに対策委員會を組織して松岡氏等項の報告を  
聴取し之を承認し、委員長の同意を得て午後四  
時より野田劇場に争議國の總會を開催し、團員一同  
の承認を経ることとなつたのであります